

# ショートステイ利用のしおり



社会福祉法人 三秀會

特別養護老人ホーム 葺 (いらか)

◇お迎え時間                      時                      分 頃

お送り時間                      時                      分 頃

◇お支払方法                      お振込                      ・                      お振替

2010. 3. 31 作成

2024. 8. 1 (一部改定)

#### ◇介護保険制度って？

介護保険制度とは、本格的な高齢社会を迎え、介護が必要になっても安心して自分らしく暮らせる社会を目指し、平成12年4月に施行された社会保険制度です。高齢者の介護を社会全体で支え合う為に創設され、サービスの利用も増えてきており、平成18年4月の改正で、介護予防の充実、地域密着型のサービスを新たに設け、より包括的な制度となっています。

#### ◇短期入所（ショートステイ）サービスって？

要介護状態になっても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。

当法人は、介護保険サービスを提供できる施設として、大阪府より指定を受け、法令に則った基準のもと運営しております。

#### ◇どんな人が利用できるの？

- ・ 介護保険被保険者証をお持ちで、要介護認定（または要支援認定）を受け、入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について介護が必要と判断された方（もしくは、その可能性のある方）で、在宅にて日常的に誰かの介助を必要とされている方
- ・ 心身の状態が改善する可能性が高いが、日常生活の一部に支援が必要な方で、自宅にて生活されている方
- ・ ご利用できない場合の一例
  - \* 昼夜を通して医学的管理が必要な方（IVH使用や在宅酸素吸入を必要とする方など）
  - \* 精神疾患があり、自身や他者に危害を加える恐れのある方
  - \* 他者に感染させる恐れのある感染性の疾患をもっている、または治療中の方（例：新型コロナウイルス、インフルエンザ、疥癬など）

#### ◇申し込みは、どうすればいいの？

- ・ 利用申し込みや問い合わせについては、担当のケアマネージャーさんにご相談ください。手続きや調整を家族に代わって行ってくれます（尚、緊急時には直接相談ください）。
- ・ 簡易申込として「短期入所（介護予防）利用申込書」を用意しております。
- ・ 担当のケアマネージャーさんがいない場合は、当法人のケアプランセンターをご紹介します。お気軽にご相談ください。



#### ◇どんな理由（利用目的）があれば利用できるの？

介護者の不在（体調不良・外出・冠婚葬祭など）、介護負担の軽減（介護者のリフレッシュ）、家屋の修繕、緊急保護など、利用の理由は様々です。

#### ◇予約はできるの？

- ・ 2か月先の予定まで、予約を受け付けています。
- ・ 1日16名様まで、お泊り（予約）して頂けます。
- ・ 併設の特別養護老人ホームに空きがある場合、そのお部屋を一時的に利用できることがあります。

#### ◇日祝祭日、お盆や年末年始も利用できるの？

介護に休日はありません。1年365日いつでも利用できます。

ただ、週末や祝日などは利用希望者がたくさんいらっしゃいます。限りある居室を皆さんでご利用して頂く為、調整に時間がかかる場合、満床でキャンセル待ちになる場合もあります。

#### ◇手続きの手順は？

##### ①申し込み

短期入所（介護予防）利用申込書を提出して頂きます。ケアマネージャーさんから相談内容をお聞きし、必要であれば情報提供を依頼します。



##### ②事前面接

- ・ 事前連絡を行い、面接の日程を調整します。
- ・ 面接は、利用者さまのご自宅に担当者が訪問して行います。場合によっては、自宅以外（施設や病院など）で行うこともあります。
- ・ 基本的に、ご本人、ご家族（主介護者）、ケアマネージャーさんの同席で行い、ご利用者さまの心身状況などの必要事項について確認させて頂き、サービス内容の説明を行います。

##### ③利用の決定

事前面接の内容をもとに、実際の利用について法人内で検討いたします。希望日程や心身の状況などによっては、ご希望に添えない場合があります。

##### ④契約・利用前説明

利用決まれば、その利用日までに契約を交わし、必要書類の提出をして頂きます。また、利用当日の打ち合わせや準備物の説明をさせて頂きます。

利用にあたっての計画書を確認して頂き、同意書にサインを頂きます。

##### ⑤送迎・入所・生活

事前打ち合わせの内容に沿って、実際のサービスを利用して頂きます。

##### ⑥退所

サービスの利用が終われば、利用状況の報告をさせて頂きます。利用料金の精算を行い終了となります。

#### ◇事前の施設見学はできるの？

- ・施設見学は、いつでも出来ます。事前に①見学希望日時、②人数をご連絡ください。
- ・担当者からの説明を希望される場合は、ご連絡時にその旨の依頼をお願い致します。

#### ◇送迎はあるの？

- ・施設と自宅の間を送迎します。介護費とは別に費用がかかります（介護保険を使えば、片道200円程度）。車イスのまま乗車できる車両を使用しています。
- ・通常の送迎実施区域（生野区・平野区・東成区）を越えて送迎する場合は別途費用がかかる場合があります。詳しくは、担当まで問い合わせください。
- ・家族さまなどが送り迎えしていただいても構いません。



#### ◇送迎の時間は？

- ・基本的にお迎えは午前中（9～11時頃）、お送りは午後（15～17時頃）になります。  
\*時間の指定がある場合は、事前にご相談ください
- ・日曜日、元日の送迎は行っておりません。
- ・家族送迎の場合は、この限りではありません。

#### ◇利用料は？

##### ①介護保険サービス基本部分（1割負担分）

食事・入浴・排泄、その他日常生活上のお世話及び機能訓練、送迎サービスなどについて、介護保険制度を利用して1割負担でサービスを利用できます。

内 容		サービス費用（10割）	利用者負担（1割）
要支援1・2	多床室（相部屋）	5,100円～6,290円程度	504円～623円程度
	従来型個室	5,100円～6,290円程度	504円～623円程度
要介護1～5	多床室（相部屋）	6,890円～9,950円程度	689円～995円程度
	従来型個室	6,890円～9,950円程度	689円～995円程度

- \*施設の体制やサービス内容によっては、別途、費用加算があります。
- \*介護保険利用限度額を超えるサービス利用については、10割負担となります。
- \*費用の詳細については、担当者に問い合わせ下さい。
- \*保険制度の変更があれば、利用料が変更される場合があります。

##### ②食費・居住費（滞在費）

1日あたり、規定の費用がかかりますが、減額制度があります。

減額制度を利用される場合は「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要です。

利用者負担段階		負担限度額（日額）		
段 階	被保険者の所得の状況	食費	居住費（滞在費）	
			従来型個室 （特養）	多床室 （相部屋）
第1段階	○老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、○生活保護受給者	300円	380円	0円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	600円	480円	430円
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、所得金額+課税年金収入の合計金額が、80万円以上120万円以下	1000円	880円	430円
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、所得金額+課税年金収入の合計金額が、120万円以上かつ預貯金額	1300円	880円	430円
基準費用額		1,445円	1,231円	915円
第4段階	第1段階～第3段階以外の方（世帯価税）	負担限度額なし（基準額相当）		

### ③その他の費用

- ・日常生活費（日用生活用品費）や嗜好品費（水分補給の為のお茶やおやつ）、個人使用の電気代などがあります。
- ・通常の送迎実施区域を超える送迎を実施した場合の自費など
- ・行事参加費用や特別食の提供があった場合など

### ○費用の支払いについて

介護保険の請求手続き上、月毎の取りまとめで、費用は利用月の翌月請求となります。支払は、窓口でも振込でも可能です。詳しくは、担当者にお問い合わせ下さい。

### ◇どんな部屋で泊るの？

- ・ 基本的に個室での利用になります。  
居室には、ベット・洗面台・タンス・トイレ（居室によってお部屋の外にある場合がございます。）などが整備されています。空調は、自室で調整できます。
- ・ 特別養護老人ホームに併設され、入所者の方と同じフロアで生活して頂きます。入所者の空きベットを転用する場合もあり、多床室での利用になる場合もあります。
- ・ 食事は、ダイニングで他の利用者さまと一緒に召し上がって頂きます。
- ・ 法人のホームページでも案内しております。 ⇒ <http://www.sansyukai.jp>

◇何を準備したらいいですか？

- ・衣類（着替え）・パジャマ・洗面用具などを旅行鞆などに入れて、ご用意下さい。
- ・薬は、**日数分を飲まれるタイミング事に一回ずつに分けて**ご用意ください。下剤や浣腸、高圧剤など頓服薬なども忘れずご用意下さい。
- ・貴重品や現金のお持ち込みはご遠慮ください。ご利用中の散髪等のご希望がある場合は、お迎えの際にお申し付け頂き必要分の金額をご持参ください。保安上、事務所でお待ちしております。
- ・紛失防止の為、持参物には、**名前の記入**をお願いしております。

内 容		備 考
衣類（着替え）	日常着（上下）・肌着・靴下・パジャマ	○衣類は <b>着用分を含めて</b> 2泊3日以下： <b>2セット</b> 3泊4日以上： <b>3セット</b>
洗面用具	歯ブラシ・歯磨き粉・うがい用コップ・義歯洗浄剤・髭剃りなど	○普段お使いの物
薬	内用（錠剤）・外用（湿布や軟膏、目薬など）・頓服薬（下剤や浣腸）など	○ <b>薬の内容書</b> （薬局などで発行されるもの）も一緒に ○一回分ごとに分包して持参
その他	杖、押し車、車椅子、クッション、電気毛布	* 必要時
日用生活用品など	眼鏡・化粧品・ハンカチ・置き時計 腕時計・本・新聞・ラジオ・おやつなど	* 必要時 <b>不要な小物類はお避け下さい。</b>
オムツ・パットなど	施設の物をご使用ください（別途費用は必要ありません）	
シャンプー・リンス・バスタオルなど	施設の物をご使用ください	○皮膚の弱い方など、専用のものが必要であれば持参

・書類一式（コピー可）

健康保険被保険者証 / 後期高齢者被保険者証 /  
介護保険負担限度額認定証 / 内服薬情報書 など

\* 基本的に、初回利用時のみ提出して頂きますが、内容が変更された場合等は、再度提出していただきます。（各種保険者証の更新やお薬の内容書など）

#### ◇利用の条件はありますか？

・ご利用前に、ご利用者に以下に当てはまる場合にはご利用を中止させていただく場合がございますので、当てはまる場合には施設までご連絡ください。

1. ご利用日にご本人の体温が **37.5℃以上**である場合
2. ご本人にその他、感染症を疑う症状や体調不良が見られる場合。
3. 新型コロナウイルスを発症後 **7日まで**の方。(発症日 = 0日目)  
※発症後 **8日～10日まで**の方・・・抗原検査が**陰性かつ解熱後48時間が経過**している場合はご利用できます。  
※発症後 **11日目以降**の方・・・抗原検査不要でご利用可能です。
4. 同居されている方やご利用前に密に関わりを持たれた方が、体調不良及び新型コロナウイルス感染を発症された場合はご利用できますが、感染拡大予防のため **5日間**は**隔離対応**とさせていただきます、隔離対応解除日に**抗原検査**を受けて頂きます。  
**★施設での抗原検査は、1回ごとに1,000円を頂きます。**



#### ◇利用中の食事について教えてください

- ・ご利用中の食事は、利用階のダイニングルームにて提供されます。  
朝食＝8：00～、昼食＝12：00～、夕食＝18：00～の提供となっております。  
(年末年始や行事などの兼ね合いで、時間が変更される場合があります)
- ・衛生管理上、食事提供後から2時間以内の摂取をお願いしておりますので、時間内であれば、開始時間に関わらず、好きな時間に食べて頂いても構いません。
- ・食事のメニューは、施設の管理栄養士がカロリーや栄養を計算して献立を作成しております。詳しくは、栄養士にお問い合わせください。
- ・嚥下や咀嚼に障害をお持ちの方には、食事形態を変更して提供します。介助が必要な方は、適宜職員が介助を行わせていただきます。



#### ◇利用中に体調が悪くなったら？（施設の医療体制について）

- ・掛りつけの医療機関（主治医）とご家族に連絡を行い、基本的にはご家族様同伴のもと診察していただくこととなります。送迎のお車は施設からお出しする事も可能です。緊急時や夜間帯などは、まず、ご希望（指定）の救急病院への連絡を行い対応させていただきますが、当法人の協力医療機関に連絡することもあります。
- ・施設の医療体制としては、併設機関として診療所がありますが、医師の出勤日に限りがあり、診察設備がございませんので基本的に病気の診断や治療などの医療行為は行う事ができません。極軽度のお怪我の処置や塗り薬の塗布などは行う事ができます。

#### ◇口腔ケアや着替え、身だしなみについてもお世話になれるの？

食事や入浴、排泄介助と同様ご本人の状態に合わせて、お手伝いさせていただきます。出来る限り、自身で行えるよう見守り、出来ない所を介助させていただきます。



#### ◇入浴って、させてもらえるの？車イスでも大丈夫？

- ・基本的に、**ご利用日とご帰宅日に1回ずつ**、**長期間のご利用の場合は1週間に2回**、ご本人様の希望や体調を確認しながら入浴して頂きます。施設内の浴室を使用し、職員が付き添いながらの入浴になります。安全で清潔な環境を提供し、心身ともにリラックスできるように努めております。
- ・入浴時間は、基本的に13時～15時を予定しております。
- ・浴槽は、ご家庭にあるような普通浴槽で、車椅子が使われている方には、シャワーチェアに乗り換えて頂き、入浴していただくこととなります。



#### ◇洗濯物はどうなりますか？

ご利用中の洗濯物については、施設内の洗濯室にて、職員が洗濯をさせていただきます。但し、業務用の大型洗濯乾燥機を使用いたしますので、ウールなどの手洗いやドライ洗浄指定の衣類については、洗濯出来ませんので予めご了承お願いいたします。また、複数名分の洗濯物を一度に行いますので、持参の衣類には、必ず記録をしていただくようお願いしております。

#### ◇排泄の手伝いもしてくれるの？

- ・尿便意が曖昧な方やオムツ交換が必要な方でも、職員が、その方の状態に合った介助をさせて頂き、気持ち良く排泄が出来るようお手伝いさせていただきます。
- ・排泄は、ご本人にとって個人的なものであり、プライバシーの一部でもあります。ご本人がリラックスできる環境や声掛けを提供し、配慮ある対応を心掛けております。
- ・パットやオムツは、施設で用意しておりますので、ご利用の際は、準備していただくなくても構いません（別途費用はかかりません）。

#### ◇その他

- ・持ち込みの制限として、危険物その他違法物品、動物などは原則として施設に持ち込むことができません
- ・面会時間は、**9:00～18:00**です。原則、規定時間外の面会をご遠慮していただいておりますが、緊急時などはこの限りではありません。なお、来訪される場合、心尽し品の持ち込みはご遠慮ください。
- ・**面会は予約制**となります。希望される場合は日程とお時間を施設までご連絡ください。
- ・面会者は**マスクの着用**をお願いします。面会中は**飲食が可能**となっています。
- ・利用中の外出は、家族さま等と同伴であれば許可しております。外食や外泊の場合事前にご連絡ください。外出先での事故などは責任を負えませんのでご了承ください。
- ・喫煙について、事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- ・買い物、散髪、散歩などについて、介助を必要としない行為については許可しております。

**※新型コロナウイルス蔓延等の諸事情により、外出や面会方法に変更がある場合がございますのでご了承ください。**



#### ◇守秘義務について

サービス利用にあたって知り得た、本人やご家族様の情報については、サービスの提供上必要と思われる職員や関係者の間で共有し、正当な理由なく第3者に漏洩してはいけないことになっています。また、この義務については利用が終了しても継続されます。個人情報の使用については、契約書締結の際に同意書にサインをいただくことになっております。

#### ◇苦情の受付について

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

#### ◇損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、契約者は事業者からの契約解除に発生した事業者損失は、契約者又は代理人に自費請求できるものとする。

#### ◇介護サービス情報の公表について

当事業所は、介護サービスを受けられるご契約者が介護サービス事業者の情報を入手しやすい環境を整備し、その情報を比較することにより、より主体的な介護サービス事業者を選択できるよう公表を行っています。

#### ◇事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対して行う短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### ◇高齢者虐待防止について

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

#### ◇非常災害対策について

- ・当施設は非常災害時に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行います。
- ・施設は消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知します。

#### ◇施設の連絡先について

- ・上記の内容でご不明な点がございましたらお気軽に以下のご連絡先までお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム 葺 (いらか)

住所：大阪府大阪市生野区巽南 3-7-30

ショートステイ担当：井本 幸樹

窓口 TEL：06-6752-1339 (9時～17時)

担当者 TEL：080-9301-4363 (9時～17時)